

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、会社D事業所において、電線の端子加締め作業をしていたところ、加締め機に詰まった金属片を取り除こうとして受傷した。

請求人は、同日、E病院に受診し「右第3指挫創、同指末節骨骨折」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 本件の一件記録から、請求人に残存する障害として検討すべきものは、右中指の欠損障害及び神経系統の障害であると認められるところ、右中指の欠損障害については、「一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」(第14級の6)に該当するとの監督署長の判断に対して、請求人及び請求代理人は不服を申立ててはいないことから、右中指の神経系統の障害についてのみ検討する。

請求代理人は、請求人は指の滅失部分とは別に常に神経を刺激する鋭い痛みと知覚過敏を引き起こしており、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第12級の12)に該当すると主張するが、請求代理人が同主張の根拠として指摘する右中指の安静時痛及び知覚過敏については、F医師の鑑定所見によれば、末節骨が枝分かれし、癒合不全部分があることによるものではなく、あくまでも請求人の自覚症状に係る主訴に基づくものであるところ、当審査会としても、決定書理由第2の2のウに説示するとおり、G医師の診断及び上記F医師の鑑定所見を踏まえると、請求人に残存する神経系統の障害は、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(第14級の9)にとどまると認められるものであると判断する。

なお、請求代理人は、前記鑑定書に対する反論を提起するも、同主張には客観的な根拠が示されておらず、採用することはできない。

(2) そうすると、請求人には右中指の欠損障害(第14級の6)及び右中指の神経系統の障害(第14級の9)が残存しているところ、これら2つの障害は、同一部位に発生したもので、通常派生する関係にあるものと認められることか

- ら、請求人に残存する障害は、障害等級第14級に該当するものと判断される。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。